

自動車整備分野育成就労協議会 遵守事項

育成就労外国人の個人に係る情報その他適切に保護することが望ましい情報の保護を適切に行うこと。

自動車整備分野育成就労協議会（以下「協議会」という。）においては、優良事例の紹介、不適切な受入れの改善のため、育成就労外国人や育成就労所属機関等に係る機微な内容を扱うことがあります。そのため、協議会において内部限りとしている情報等について、保護を適切に行ってください。

育成就労実施者及び監理支援機関においては、育成就労法その他法令を遵守すること。

出入国在留管理庁及び厚生労働省において作成されている運用要領やこれらの省庁及び国土交通省において作成される自動車整備分野の運用要領等を熟読の上、制度の適切な運用に努めてください。https://www.moj.go.jp/isa/applications/nyuukokukanri07_00002.html

他の機関に雇用されている育成就労外国人若しくは技能実習生に対する引き抜き又はその幫助をしないこと。

育成就労外国人の雇用は、入国前の支援や雇用契約の締結等、受入を行う監理支援機関及び育成就労実施者の多大な負担の上成り立っています。育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を行うために、育成就労実施者におかれては、育成就労外国人に対する引き抜き、監理支援機関においてはその幫助等を行わないようにしてください。

協議会の受入れ自粛要請に従うこと。

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」（令和 7 年 3 月 11 日閣議決定）においては、人材が不足している地域の状況に配慮し、育成就労外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講じるよう努めるものとされています。協議会において自粛要請が決議された場合、これに従うこととしてください。これが遵守されていないと認められる場合、協議会の決議により、協議会から退会させられることとなり、ひいては育成就労外国人の受入れができなくなりますので、ご承知おきください。

協議会の定める届出の適切な実施等の協議会規約を遵守し、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じるとともに、協議会の行う調査等に対する必要な協力をする事。

協議会の円滑な運営のため、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じてください。また、規約等に定められた手続き、協議会の行う調査等について、協力をお願いいたします。

自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通省又はその委託を受けた者が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して、協力をお願いいたします。

1年を超える転籍制限期間を設定した場合の待遇向上策として設定される賃上げ率について、協議会の調査に協力するとともに、2年間の転籍制限期間を設定した場合は在籍する育成就労外国人の所定内賃金を1年目から2年目にかけて、当該昇給率によって昇給すること。

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（令和8年1月23日閣議決定）別紙7「自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」において、育成就労実施者が1年を超える転籍制限期間を設定した場合に必要な待遇向上策についての取組みが規定されており、当該対応が必要となりますのでご承知おき下さい。

協議会の定める行動規範を遵守すること

「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議の開催について」（令和6年12月17日付け閣議決定）に基づき設置された有識者会議において「外国人の適切かつ円滑な受入れのため、各分野別協議会において法令遵守を含む遵守事項（行動規範）を策定し、各構成員に遵守を求める」ことの方針が示されており、これを受け協議会において定める行動規範を遵守することが必要となります。

これら事項が遵守されていないと認められる場合、協議会の決議により、協議会から退会させられることとなり、ひいては育成就労外国人の受入れができなくなりますので、ご承知おきください。

遵守事項について、同意いたします。

育成就労実施者（受入企業）又は

監理支援機関名称：

代表者名：

日付：